ショートステイ（介護）新発田ふれあいの杜　ご利用料金　［定員40名］

※ 利用者負担金は、原則として 1 割（一定以上の所得のある方は 2 割または 3 割）の額となります。
お手元の『介護保険負担割合証』をご確認ください。

令和4月11月1日現在

○介護保険給付サービス利用料金

●短期入所生活介護（単独型）

項目（1 日につき）		利用者負担 割合別 自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
基本	要介護 1	638 円	1,276 円	1,914 円
	要介護 2	707 円	1,414 円	2,121 円
	要介護 3	778 円	1,556 円	2,334 円
	要介護 4	847 円	1,694 円	2,541 円
	要介護 5	916 円	1,832 円	2,748 円
加算・減算	機能訓練指導体制加算	12 円	24 円	36 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円	36 円	54 円
	送迎加算(片道)	184 円	368 円	552 円
	長期利用者に対する減算	- 30 円	- 60 円	- 90 円
	緊急短期入所受入加算	90 円	180 円	270 円
	若年性認知症利用者受入加算	120 円	240 円	360 円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の 8.3%	左記額の 1 割(2 割 又は 3 割)負担分に加算	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の 2.7%	左記額の 1 割(2 割 又は 3 割)負担分に加算	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の 1.6%	左記額の 1 割(2 割 又は 3 割)負担分に加算	

●介護予防短期入所生活介護（単独型）

項目（1 日につき）		利用者負担 割合別 自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割
基本	要支援 1	474 円	948 円	1,422 円
	要支援 2	589 円	1,178 円	1,767 円
加算	機能訓練指導体制加算	12 円	24 円	36 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円	36 円	54 円
	送迎加算(片道)	184 円	368 円	552 円
	若年性認知症利用者受入加算	120 円	240 円	360 円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の 8.3%	左記額の 1 割(2 割 又は 3 割)負担分に加算	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の 2.7%	左記額の 1 割(2 割 又は 3 割)負担分に加算	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の 1.6%	左記額の 1 割(2 割 又は 3 割)負担分に加算	

○介護保険給付外サービス

項目（1 日につき）		食費	滞在費 個室	滞在費 多床室
負担限度額	4 段階	1,600 円	1,700 円	1,200 円
	3 段階 ②	1,300 円	820 円	370 円
	3 段階 ①	1,000 円		
	2 段階	600 円	420 円	
	1 段階	300 円	320 円	0 円

・日常生活に関わる費用　実費
・テレビ貸出料(1日につき　100 円 (非課税)
・理美容代(カットのみ)　1,980 円 (消費税込) ※要予約
・理美容代(顔剃り込)　2,475 円 (消費税込) ※要予約

※ 食費は1日1,600円(朝食350円、昼食700円(おやつ代110円含む)、夕食550円)
※ 食費、滞在費、テレビ貸出料は『非課税』となります。

短期入所（障害）新発田ふれあいの杜　ご利用料金

※1. 利用者負担金は、原則として **1** 割の額となります。
※2. **1** ヶ月あたりのサービス利用にかかる **1** 割の定率負担額については、所得(世帯の収入状況)に応じて、下表のとおり **4** 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

令和4月11月1日現在

○障害福祉サービス利用料金

●福祉型短期入所サービス（Ⅰ）

項　目（**1** 日につき）		利用者負担額		
基本	区分 1 及び 2	**498** 円		
	区分 3	**570** 円		
	区分 4	**634** 円		
	区分 5	**767** 円		
	区分 6	**903** 円		
加算	短期利用加算	**30** 円		
	栄養士配置加算	**22** 円		
	食事提供体制加算	**48** 円		
	送迎加算(片道)	**186** 円		
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の	**8.6**%	左記額の **1** 割負担分に加算
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算		**2.1**%	
	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		**2.8**%	

●定率負担額に関する月額上限

所得区分（**1** 月あたり）	負担上限額	世帯の収入状況
生活保護	**0** 円	生活保護受給世帯
低所得 1 及び 2	**0** 円	市町村民税非課税世帯
一般 1	**9,300** 円	市町村民税課税で所得割16万円未満(障害者)
	4,600 円	市町村民税課税で所得割28万円未満(障害児)
一般 2	**37,200** 円	上記以外

○障害福祉給付外サービス

項　目（**1** 日につき）	利用者負担金	
		・日常生活に関わる費用　実費 ・テレビ貸出料(**1**日につき　**100** 円 ・理美容代(カットのみ　**1,980** 円（消費税込）※要予約
光熱水費	**700** 円	
食費	**1,600** 円	**1**日**1,600**円(朝食**350**円、昼食**700**円(おやつ代**110**円含む)、夕食**550**円)

※ 光熱水費、食費、テレビ貸出料は『非課税』となります。

日中一時支援事業（障害）新発田ふれあいの杜　ご利用料金

※1. 利用者負担金は、原則として **1** 割の額となります。
※2. **1** ヶ月あたりのサービス利用にかかる **1** 割の定率負担額については、所得(世帯の収入状況)に応じて、下表のとおり **4** 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

令和4月11月1日現在

●日中一時支援事業の利用料（18歳未満）

項　　目（**1** 日につき）		利用者負担額
基本	区分 1	**124** 円
	区分 2	**150** 円
	区分 3	**192** 円
	重度心身障害児	**676** 円

●定率負担額に関する月額上限

所得区分（**1** 月あたり）	負担上限額	世帯の収入状況
生活保護	**0** 円	生活保護受給世帯
低所得 1 及び 2	**0** 円	市町村民税非課税世帯
一般 1	**9,300** 円	市町村民税課税で所得割16万円未満(障害者)
	4,600 円	市町村民税課税で所得割28万円未満(障害児)
一般 2	**37,200** 円	上記以外